

令和5年8月

# 総 会 議 事 録

萩市農業委員会

## 令和5年8月総会

### 萩市農業委員会総会議事録

8月17日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

#### ○提出議案

- 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
- 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第54号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に伴う意見決定について
- 議案第55号 萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について
- 議案第56号 現況確認書の交付について

#### ○出席委員(17名)

欠席	田村 廣	2番	中野 恵子
3番	長富 繁美	4番	原田 知美
欠席	品川 民雄	6番	草野 隆司
7番	岡崎 弘明	8番	金子 哲也
9番	横山 喜一郎	10番	鈴川 肇
11番	矢次 利典	12番	守永 正範
13番	烏田 茂夫	14番	藤田 芳昭
15番	大石 博則	16番	原川 久美子
17番	松田 由美子	18番	尾木 武夫
19番	片岡 兼雄		

#### ○議事録署名委員

3番 長富 繁美 16番 原川 久美子

#### ○議事

事務局長 ただいまから、令和5年8月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員

会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 長富委員、16番 原川委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第51号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第51号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

8月1日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約3km、●●●付近から入って約500mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は730㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は16,564㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、今後の耕作継続が難しいと考えられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅裏に隣接する農地で、自身が所有する他の農地と一体的に利用できることもあり、譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年、農業従事日数200日、奥様が年齢●●●歳で、農業経験年数30年、農業従事日数は同じく200日となっております。

営農計画ですが、申請地において、ハナシバや果樹等の栽培を行われ、●●●の●●●に出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、草刈機2台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第8番 この件につきまして、8月1日に、現地確認を行っております。譲渡人の●●●さんは、申請地から約100mのところにお実家があるのですが、現在は●●●に居を構えておられます。●●●さんにつきましては、●●●では珍しく水稻の全作業をされる専業農家ということもありまして、この写真でいいますと申請地の真下に自宅があります。●●●さんがあまり来られないということもありまして、万が一、災害等で木が倒れる、あるいは土砂崩れということがあれば、自宅の方に被害が及ぶこともありまして、購入に至ったという経緯であります。専業農家で一生懸命やっておられます●●●さんですから、きれいに管理されると思います。何ら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

8月7日、●●●地域担当の●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ180mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は、登記・現況ともに畑で、面積は178㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は904㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、高齢で農業後継者もおらず、市外在住の為、耕作継続が難しいと考えられ売買による譲渡を検討されておられました。譲受人の●●●さんは、当該農地が自宅から近く、これから営農に取り組む足掛かりとして譲渡人からの申出を受け、双方了承の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳、農業経験年数は10年で、奥様が●●●歳で、農業経験年数はありません。父親が●●●歳、母親が●●●歳で農業経験年数は、父親、母親共に40年、祖父が年齢●●●歳で農業経験年数60年となっており、農業従事日数は、本人と両親、祖父がそれぞれ150日、奥様が50日となっております。

営農計画ですが、申請地において、キウイや柑橘といった果樹の栽培を行われ、将来的には●●●や●●●等の直売所へ出荷されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在は保有機械がありませんが、今後、耕運機や草刈機など、営農に必要な農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(事務局が挙手)

議 長 はい、事務局お願いします。

事 務 局 第2項につきましては、●●●の●●●委員さんが欠席されていますので、事務局から現地調査についてご説明いたします。

8月7日、●●●推進委員さん、行政書士事務所の担当の方と事務局2名で現地確認いたしました。

申請地は平成25年の水害時に浸水し、土地自体は、碎石等が入ってそのままでは農地としての利用は難しい状態ですが、現地ではすでにキウイや柑橘の苗木が植栽されており、譲受人の●●●さん及び●●●さんの●●●さんの自宅が徒歩2分、180mの近距離にあり、また、●●●が立派なイチジクの畑を耕作されていることから営農に関しては問題がなく、今後は農地として維持管理していただけるものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第52号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西770mに位置し、第一種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅

地に囲まれた市道沿いにある小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記、現況とも畑、面積は1,070㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の持分2分の1●●●さん外1名です。

場所は、県道●●●線●●●号線から、市道●●●線を●●●方面に東に300m入ったところにある農地になります。

現地の写真ですが、塀で囲まれており、1枚目は申請地南側から北側に向かって撮った写真です。何本か柑橘が植えられています。2枚目ですが、となりに貸駐車場がありますが、申請地西側から東側を撮った写真です。こちら側が●●●の方になります。3枚目は申請地のとなりの駐車場から隣接農地を撮った写真です。生垣がありまして、隣接農地のかたちで何本か柑橘が残っている状況です。4枚目は、隣接農地から東側を撮った写真で生垣がありまして、こちら側が隣接農地です。この奥が対象の農地になります。5枚目は南側の土塀です。6枚目は北側のコンクリートブロック塀でございます。

転用目的ですが、譲受人の●●●は、現在、●●●に本社を置き、建設業及び不動産業の業務を営まれておりますが、本社駐車場が手狭になったため、本社の隣接地にある申請地を購入し、社用車及び来客用として18台分、大型車両用として2台分、合計20台分の駐車場として整備するものです。

譲渡人につきましては、本申請地を相続により譲り受けましたが居住地が遠方で維持管理ができないため譲渡されるということです。

隣接農地の関係ですが、東側は宅地、北側及び南側は市道に接しており、西側に●●●さん外1名の農地（柑橘畑）がありますが、駐車場の整備であり、日照通風等特に問題はありません。

次に土地利用計画図ですが、社用車及び来客用駐車場を18台分、大型車両用2台分、合計20台分を整備する計画です。

駐車場への出入口につきましては、南側の土塀及び北側のコンクリートブロック塀は撤去され、どちら側の市道からも出入りが出来るようにされます。

用排水計画ですが、排水は雨水のみで、自然流下で北及び南側の市道内の道路側溝へ流すため適当です。

被害防除計画ですが、砕石（バラス）で整地し、また、東側は全部、西側は駐車場との境には既存のコンクリートブロック塀、西側の残りの部分は既存の生垣があるため土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並

びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 7 番 この件につきまして、8月3日、●●●委員、●●●推進委員、事務局2名と、私の計5名で現地確認をいたしました。内容につきましては事務局から詳しい説明があったとおりでございます。写真のとおり、荒れた柑橘畑から駐車場への転用でございます。ご覧になったとおり、このまま置くというよりは、駐車場にさせていただいた方が周囲への環境にも良いものと思っております。また、一筆をそのままの転用ということで、分筆等もなく周囲に影響もないものと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

第 6 番 (●●●委員挙手)

議 長 はい、●●●委員。

第 6 番 土塀をのけるのですか。

事 務 局 土塀は撤去します。伝建地区に入っておりませんので、対象ではない旨確認をしております。

議 長 伝建ではないということですね。  
それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供じます。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等

の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽、新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。公告は9月1日付となります。

それでは総会資料6ページの利用権設定状況(令和5年9月1日)の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。9月1日に設定されるものは、●●●地域の新規のみとなりますが、総件数7件、筆数9筆、田が2, 169㎡、畑が8, 398㎡、面積の合計は10, 567㎡となります。

利用権設定の内容につきましては、7ページに記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第54号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に伴う意見決定について」を議題に供します。説明をお願いします。

農 政 課

萩市農政課の●●●です。よろしくお願いたします。

このたびの基本構想の改定について、説明させていただきます。

まずは、改定に至った経緯について、ご説明いたします。

本年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、国における基本要綱、それに基づく県基本方針が改定されました。

このことにより、県の基本方針に基づく本市の基本構想も改定する必要が発生したところです。

また、法において、法の施行日から6ヶ月以内に、新構想を策定することとなっており、策定にあたっては、関係機関に意見照会を行い、県知事への協議、知事の同意を経て策定といった流れになります。

このたびの萩市農業委員会様への意見照会も、この関係機関への意見照会にあたるところです。

続いて、改定の内容について、ご説明いたします。

このたびの改定については、国の基本要綱、県の基本方針に基づき、次の7つの点について追記、修正を行っております。

1点目に、人・農地プランを地域計画に移行することに関して、関係する条項を修正しております。

2点目に、農業を担う者の確保等について、新たに追記しております。

3点目に、農用地の総合的な利用に関する事項について新たに追記しております。

4点目に、利用権設定等促進事業を地域計画推進事業に改めております。

5点目に、地域計画に係る、協議の場の設置等、計画策定に係る事項を追記しております。

6点目に、農地利用集積計画の作成に関して、地域計画を策定するまでの間に、これまでのとおり、事務手続き等が行えるよう、法の経過措置に係る事項を追記しております。

7点目に、この度の改定により、策定日が変わることから、構想中の様々な数値について、時点修正による数値の修正を行っております。

なお、県の基本方針の改定に準じ、今回の基本構想の改定において、経営指標や所得基準の改定は行いません。

それでは、主な変更点の詳細について、順に説明してまいります。

まず、構想案の3ページ中段、(ア) 経営体の経営基盤の強化の3行下、「農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した“地域計画”に位置付けられる」とありますが、

ここで始めて「地域計画」という文言が登場いたします。

「地域計画」は、従来の人・農地プランを基に、今後、新たに策定していく計画で、本構想において、以後の、「人・農地プラン」という文言は「地域計画」に置き換えております。

続いて、19ページ、第3として農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加しております。

この項目に関しましては、まず、冒頭に「農業の多様な担い手の確保に向け」ということで、認定農業者、認定新規就農者の確保に加え、国、県の要綱、方針に基づき、定年帰農者や兼業農家等準主業農家も含め、幅広く農業を担う人材の確保育成を図ることを記載しております。

萩市においては、これまでも、兼業での就農希望者への相談や、セカンドキャリア就農支援事業等を活用した、定年帰農者等への支援を既に行ってきたところではありますが、この機会に改めて本構想に明記したところです。

構想の改定に関わらず、引き続き、担い手人材の確保育成に取り組んでまいります。

(1)～(4)については、人材の確保育成について、関係機関における各機関の担う役割について記載しております。

続いて、20ページ、「第4」についてですが、これまでの農地の集積目標に加え、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」を追記しております。

この、農用地の総合的な利用については、今後、地域計画を策定する中において、通常の間行農業、有機農業、放牧利用等の他、各地域で農業に供する農用地以外に、様々な理由において林地化や省力栽培、蜜源利用地等による農用地の保全区域を定めた際の取扱いについて追記しております。

原則、地域計画策定の際は、地域の意見を第一に、担い手への農用地の集積、効率的な団地化を進めつつも、農用地の保全管理が必要な区域がある際は、地域計画にその旨を定めるとともに、保全方法と各種支援策について検討してまいります。

続いて、21ページ中段、第5の①に「地域計画推進事業」とありますが、これまでは「農用地利用集積事業」とされていたものを修正しております。

これは、今後、農用地の利用集積が地域計画を基に勧められることとなるため、国、県の基本要綱、及び基本方針の改正に準じ、文言を修正したものとなります。

なお、下段カタカナのア以降、阿北、阿中、阿西の地区の概要については、現在の状況に即した形で、内容を修正しております。

続いて、22ページ下段、「1法18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域、その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項」についてですが、ここでは、地域計画策定における、協議の場の設置、地域計画の区域、地域計画の管理について追記しております。

なお、地域計画については、区域として現在の人・農地プランの区域をベースに策定を行うことを予定しております。また、策定期間は、令和6年度末を想定しており、2か年で地区を分けて進めていく予定としております。本年は、むつみ、福栄地域以外の地区において、現在、実施中の市内農業者へのアンケート調査の後、アンケート結果を基に萩市農業委員会において将来の農用地利用を明確化する将来地図の素案作成をお願いしております。将来地図の素案作成後は、各地区への説明を順次行う計画としております。同様の作業を翌年、むつみ、福栄地域においても実施し、地域計画の策定は令和6年度末にまとめて行う予定としております。

また、策定までの間は、法の経過措置により、これまでの事務手続きと同様の処理で利用権設定や各種補助事業活用ができることとなっております。

なお、経過措置の期限は令和6年度末までとなるため、先にお伝えしましたとおり、令和6年度末に合わせ、人・農地プランから地域計画への移行を進めてまいります。

続いて、23ページ上段、1-2では、先にお伝えした法の経過措置に関する事項を記載しております。(1)以降の内容については、これまでの構想と変更ございません。

また、以後、4月の法改正前の旧法律の条項と区別するため、「改正法施行前の」といった文言をいくつか追記しております。

最後に、33ページ中段の(2)において、今後、担い手不足により担い手が受けきれない農用地の管理に関し、農作業受託を行う組織の育成等を追記しております。以上が、基本構想の主な改正点となります。

なお、当構想案は、改正基盤強化法及び法に基づく、国の基本要綱、県の基本方針に基づき、当市の農業振興に係る基本的な事項について定めたものであり、当構想を基に各地区の実情に合わせた将来的な計画を定めるものが地域計画となります。

今後、市内各地区の農業者の意向確認や将来地図の素案作成、各地区での協議等、地域計画の作成にあたりましては、農業委員会の皆様におかれましても、これまでの人・農地プランの実質化から引き続きまして、計画作成に関するご指導及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、基本構想の改定に係る説

明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 幅広くたくさんあるので、どこから突っ込んでいけばいいのかというところですが、一番が今後の就農者、この構想は非常に良いものが書いてありますが、人材をどう確保するかというところが必要です。農作業の委託とか、農地の貸し借りの問題にしても高齢化で農業者がいない、その部分をどうするのか、一番気になるところです。新規就農者が年間に何人おられるのですか。

農 政 課 新規就農者につきましては、年々数にばらつきがございますが、ここ5年間では平均で9人から10人といったところです。これにつきましては法人就業の方も含めた数字になりますので、独立自営就農の方ですと国の補助事業を使われる方、使われない方おられますが、4、5人といったところです。法人就業と独立自営就農が半々といったところが平均となっております。

議 長 先月の31日に●●●の農地パトロールにまいりまして、後継者がいないということを知りました。むかしは耕作してない田を探す方が難しかったのですが、今は耕作してある田を見つけるのが大変なような状況です。基本構想はまことに良いことですが、問題は後継者、その後継者がいないひとつの原因としては、農業がきつい、汚い、儲からないということだと思います。今、いろんな商品が値上がりしております。原材料が上がりました。運賃が上がりました。あるいは光熱費が上がりました。来月から15%上げます、20%上げますと企業は自分の方で値段を付けます。農家の場合は、お米はどうなっているのか農協にちょっと聞きましたら、詳しいことはわかりませんが農協と全農と業者といいますか商社でもって値段が決まっているということで、1俵1万円のあたりをぐるぐるしているというのが現状です。肥料も上がりました、農薬も上がりましたが、1割上げてください、2割上げてくださいということが言えない状況にあります。値段でも上がれば、新規就農者も、自分の息子に対してもやらないかという声もかけられるでしょうが、現状では難しい思いがします。それから、林地化ということですが、先月ですか、基盤整備をした農地は第1種農地になりますので、林地化ができないのですが、地主さんは萩焼をやっておられる方で、農業がまったくできない状況の方で、耕作をしてもらっていた方が亡くなって返されたので、荒れていくので林地にしたいと森林組合に相

談をされまして、農地なので農業委員会を通してくれということで現地を確認に行きましたが、ここは第1種農地ということで、林地化できないとなりました。これからはこういうことがどんどん増えると思います。構想の中で林地化ということをおっしゃいましたが、山田での話はなしですが、実際こういう状況になっているということで意見を持っております。以上です。

農政課

今、会長から林地化の件につきまして、これまで林地化というところに注視してなかったのですが、地域計画を進めるにあたって国の方も、担い手不足等、厳しい状況を鑑みて各地域において、有害鳥獣の被害があるとか、水源の確保が難しいといったような農業の困難な農地については、保全区域と定めてそこを保全するための支援の事業を行っていきますということで、保全区域というのを地域計画に定めることになっておりますが、現況の農地法との法律の関係で先ほど会長もおっしゃいましたとおり、1種農地ではなかなか難しいところがあります。ここに関しましても、基本は農地を守っていくというスタンスは変わっておりませんので、まず第1種農地というこれまで営農をしてきて税金も入っている、守っていかなければならない農地、この活用をまず第一に考えるということで、法のしぼりになっているところをごさいますて、保全管理する区域があるのであれば逆にそこを使われていた方がいるのであれば、第1種農地を使っただけとか、そういったかたちで効率的な農地の集積、集約化というのを進めつつ、ただ全体的に担い手不足が進んでおり、1種農地にしてもなかなか管理が出来なくなっている現状をごさいますので、こういったご意見があったことは萩市の方で精査させていただいて、県や上の方に申し伝えますのでよろしくお願ひします。

(●●●委員挙手)

議長

はい。●●●委員。

第14番

ここ最近農業新聞等に記載しておりますが、水稻する農家がここ5年間ずっと下がってきております。まだ下がってきておる。これから2年後に水稻だけの経営はやれません。そのあたりをどうするかということなんです。国が言ってきたように問題になっているのは5か年間水張りをしなければ畑地から切りますよと。どこの法人も山の浴など、水があたらないところを管理してなんとか勝負してきたところなんです。ところが国が補助金を出しませんよと言ったとたん

に、今扱っている土地等はもう作れないよねということです。土地を守るというより維持が出来ない。法人経営に頼っている行政も法人経営が出来るところから正そうじゃないかというはなしになってくる。そのへんの矛盾、手の差し伸べ方、私がいつも言っているのは、担い手を動かすのに1年間200万円から300万円かかります。それだけの収入が上がってきているかということです。法人経営を維持するだけで現実に精一杯の法人がほとんどです。どういった経営をやっていけば安定したかたちで生きていけるかというのが当面わたしも課題にしてきたのですが、麦・大豆・米というかたちで必要としたときに、麦は生産調整、大豆も植えなさいということですが、いろんな気象条件で去年も雨で悪かった。今の異常気象の中で経営的に安定する作物がない。収入源は限られてきます。これから後継者を育てなければいけないけれど、法人を維持するための収入の源。米にしても、農産物にしてもここ最低ですよ。白菜にしても作れば作るだけ赤字です。やめた方がいいです。基本対策の中に出てきてないんですね。どうして販売していったら安定してやれるといった収入を安定するというのが、本当に基本的なことを考えていかないと、これから5か年といっても私も、もう●●●歳で年齢的に限界の組合長です。それ以上の方もおられますが、儲ける方法を先に生み出してください。

#### 農政課

すみません。むづかしい質問で、なかなか回答に困るところがございますが、先ほど言われました儲かる方法の話ですが、あくまで農業の基本的な基盤整備の促進に関する基本的な基本構想ということになりますので、各内容については国の要綱なり、こういうことを記載してくださいというようものを書いてあるものに即して作成させていただいたところがございます。どうやったら儲かるのか、これにつきましてはどこの地区でも皆さんに言われることで、なかなか農政課としても決まった回答を出すのにむづかしいことなのですが、過去、昭和の時代から合併前の各市町村におかれましても、振興作物などいろんなところで、作物指導で進められてきた経緯がございます。ただ皆が同じものを作り出すと、最初のファーストペンギンは良いのですが、セカンド、サードとだんだん量があふれてきて値段が落ちて、思ったとおりの計画どおりに儲かっていかないというようなことが、やってきた中の実績でございます。この品目が良いと推進すると、それがあふれて値が下がるということがありますので、なかなか単品を行政が支持して進めるのも、リスクが高いかなと思っております。あとは、菘市も広いので各地区によって気象条件も大きく違います。当然先ほど言われました麦、大豆につ

きまして、麦なんかはよくできるところもありますし、山間部では作るのがなかなかむづかしいということもございますので、何をどうしてというのはその地理的条件であつたり、法人の規模、どれだけ手間をかけられるかというような条件で、儲ける方法も異なってくると思います。これにつきましては基本的な条項で一律に定めるのはむづかしいところかなと思いますので、これから各地区で、地域計画、法人計画、各農家さんにおかれましては、こういうのをやりたいというような相談をいただければ、こうした方が良いのではないか、こういった事業がございます等ご相談に応じることができると思います。萩市が統一してこれに取り組んだ方がいいということを持ち出すのは今なかなか困難な時代かと思っておりますので、そのへんをご理解いただいたうえで、こういう新しい取り組みをしてみたいんだけど、何か支援策はなかろうか、やったほうがよかろうか、悪かろうかといったご相談については、萩市農政課にご相談いただければと思います。ちょっと回答にはなっていないかと思いますが、今後各地区での地域計画の策定を進めてまいりますので、農業委員会の委員の皆様方へお知恵をお借りしながら、各地域の農地をいかにして守っていくかということで、行政も検討して進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長 大変むづかしい問題です。十分我々が納得できる回答ではないのですが、こういった問題があるといったことですね。基本構想はできますが、それを実施する現場、農家の声をしっかり聞いて今後の施策に生かしていただきたいと思っております。

(●●●委員挙手)

議長 はい。●●●委員。

第14番 もう一点だけ、今補助金の関係でも、国からの補助金は、規模拡大や後継者などいろんなかたちのパターンがないと補助金は受けられないということですが、でも今の法人を維持するためには、例えば大豆を面積拡大するということで法人さんが機械の管理費の補助をする。それだったらできるのではないですか。補助金が下りないという条件だけなら。

農政課 規模拡大をなくして、現状維持で機械の整備ということですか。

第14番 そういうことです。法人を守るために、大豆を増やす。全体面積

は増えないけれども、法人の大豆の面積を増やす。そうなるとう機械の管理も必要になってくる。それを買うために補助金をくださいということです。もうちょっと今の現実の法人を守るためには小さな補助金等をだして、その法人を守っていくことが大事だと思いますが、萩市独自の補助金の出し方、あり方について検討をお願いします。

農政課

ご意見、ありがとうございます。今の機械の補助事業等につきましては、国、県そして萩市の単独の機械につきましては、個人経営体のみが対象となっております。法人なり、経営規模の大きな形態の方ですと、国、県の補助事業に乗りやすいという部分もあるのですが、経営規模の小さい方については国、県の補助事業に乗りにくいということで、萩市単独の支援をしているところです。逆に法人さんについては、そこに乗ってこれないというような状況になっております。

●●●委員さんの言われるように国、県の補助金もなかなか要件が厳しいと、規模拡大であったり、収益を伸ばしたりといったところに取り組むための機械の補助等を行っているところで、なかなか現状維持では取りにくいといったところがあります。先ほどいわれました現在の経営面積は変わらないですが、その中でも収益性の高い大豆であったり、ほかの作物を拡大したら、機械補助をとりたいといった対象になる事業もございますので、ただ県の事業でいいますとその要件とは別に、新規の雇用が必要といったような事業によって様々な要件がついてまいりますので、ご相談いただいたうえで、使える事業があるのか、ないのか検討させていただきたいと思えます。議会の方でも農政課から何度か説明させていただいているところですが、基本萩市全体を守るということで、法人経営、萩市の農用地の維持管理に大きな役割を担っていただいております。ここに平等に支援がいきわたるようということで、法人さんについてはこの県の事業を活用していただくという流れで進めておりますので、なかなか法人さんについても、今以上に規模拡大がむつかしいというのは重々承知しているところですが、財源にも限りがあるところで、できれば積極的に厳しい中でも前に進むということを検討していただいて、県の補助をとっていくことを検討していただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長

農業者といたしましては、いろいろとお願いしたいこともござい

ます。また全体の構想としては、こういったことでいくということ、多くの問題、具体的な問題にしましては、個人にせよ、法人にせよ農政課の●●●さんに相談をするということで終わりたいと思います。

そのほかにございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようですので採決いたします。議案第54号について、このたびの基本構想に対して「意見なし」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第54号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第55号「萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正について」を、議題に供します。説明をお願いします。

事 務 局 議案第55号、萩市農業委員会の農業委員等の報酬の支給に関する規則の一部改正についてご説明します。議案は10ページと11ページでございます。

10ページが改正案の規則全文で、第5条の下線部及び附則の部分を改正するものでございます。

11ページが新旧対照表で、第5条の下線の部分でございますが、改正前は『報酬は、「農業委員会が農地利用最適化交付金の額の確定後に、」支給するものとする。』と規定していたものを、『報酬は、「第3条の活動実績の報告に基づき、前条の規定により算出した額を」支給するものとする。』に改めます。これは、県の交付金の交付手続きが、令和3年度までは精算払による交付であったものが、令和4年度から概算払による交付へと変更されたため改正を行うものです。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第55号は原案のとおり決定いたしました。

### (報告事案-1)

議 長 議案第56号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第56号の第1項について説明いたします。議案は13ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

8月1日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西1.2kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は13㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、国道●●●号線沿いにある住宅に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、平成元年（登記手続きは令和5年）に相続したが、平成13年頃から●●●が所有する隣接地●●●とともに●●●の駐車場の一部として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は隣接する宅地●●●とともにアスファルト舗装された駐車場として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 　　特に発言がないようですので、以上で議案56号の報告は終わります。

議 長 　　以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。  
午前10時30分 閉会